

# 二谷小学校いじめ防止基本方針

いじめは、人権侵害行為であり、絶対に許されない行為である。本校では、国のいじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月）及び横浜市基本方針（平成 25 年 12 月）に基づき、二谷小学校いじめ防止基本方針を策定する。

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」を言う。（文部科学省定義による）

### (2) いじめを防止するための基本的な方針と目的

子どもたちは、一人ひとりがかげがえのない大切な存在である。学校は、そのかけがえのない一人ひとりを集団の中でよりよく伸ばす場である。誰もが互いを認め合い、安心して生活することができることは、子どもたちが自己実現を図るために重要である。発生したいじめについては、関わったすべての児童について指導・支援を行い、誰もがかけがえのない存在として認められ誰もが安心して豊かに生活することができるいじめのない社会の担い手を育成する。

いじめ防止対策推進法の公布を受け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とする。

#### ①未然防止

いじめは、どのクラスにも起こりうることを強く意識し、未然防止に努める。

#### 具体的な取り組み

- ・コミュニケーション能力の向上を図り、規律正しい態度で学習や行事に参加できるように学校生活の改善を図る。
- ・分かる授業によって、すべての子どもが参加し活躍できるようにし、自己肯定感を高める。そのために授業研究に取り組む。豊かな心を育む読書活動を推進する。
- ・すべての子どもに居場所や絆を感じることができるような活動の機会を作る。（縦割り活動の活用等）
- ・友人関係、他の大人との関わり合いを通して、人と関わることの大切さや認められているという自己有用感を育むための体験活動を重視する。
- ・道徳教育を推進すること及び子どもの社会的スキル横浜プログラムの活用を図る。
- ・情報モラルの学習を計画し、取り組む（主に高学年）。

#### ②早期発見・早期対応

子どもの小さな変化に気づき、それを共有し速やかに対応することができるように体制を強化する。

- ・教職員の児童理解、特別支援教育、人権教育等の研修を行う。
- ・アンケートや計画的な面談を行う。

#### ③適切な対処・措置

- ・いじめ防止対策委員会を中心として迅速かつ組織的に対応する。
- ・被害児童に寄り添った支援、再びいじめを生まないための指導・支援を行う。
- ・保護者との連携及び協働を図る。
- ・関係機関・専門機関との連携を強化する。

#### ④職員研修

- ・児童理解研修（毎月）
- ・児童指導研修・特別支援教育研修
- ・人権研修

## 2 組織の設置及び組織的な取り組み

### (1) 組織の構成

- ・校長・副校長・児童支援専任（いじめ対策主任）・教務主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・（いじめが発生した）学年職員
- ・必要に応じて、学校運営協議会やPTA会長、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### (2) 役割

学校基本方針に基づく取り組みや年間計画の作成及び、いじめ防止に向けた取り組みについてPDCAサイクルで検証を行う。

いじめ事案が認められときは、迅速かつ適切に対処するために、関係職員を招集し、情報の収集・調査・情報の共有、対策・指導・支援方針の検討を行う。（本委員会は、必要に応じて随時開催する。）

また、必要に応じて、教育委員会・PTA・学校運営協議会への報告を行う。

### (3) 年間計画

月	活動内容
4月	児童理解引き継ぎ・二谷小いじめ防止基本方針配布及び周知・縦割り遠足・二谷小スタンダードによる指導方針の共有・児童指導方針の共有・いじめ防止に向けての年間の取り組み計画立案
5月	家庭訪問・学校家庭地域連絡協議会・学校運営協議会
6月	児童会によるあいさつ運動
7月	個人面談・地域パトロール
8月	職員児童指導研修・職員人権研修・地域パトロール
9月	3・4・5年生体験学習
10月	学校を開く週間・ふたつやフェスティバル・学校運営協議会
11月	6年生体験学習・授業研究発表会・いじめ一斉キャンペーンの取り組み・児童会あいさつ運動
12月	個人面談・人権週間の取り組み
1月	学校運営協議会・地域パトロール
2月	学校評価アンケート等による年間の振り返り・二谷小スタンダードの見直し・年間の振り返り
3月	次年度に向けて引き継ぎ・学校運営協議会

☆年間を通した取り組み・・・縦割り活動、職員会議での児童理解の情報交換（毎月）等

☆必要に応じた取り組み・・・ケース会議等

☆その他の取り組み・・・YP アセスメント・生活に関わるアンケート・生活アンケート・6年生携帯安全教室・5年生携帯安全教室

## 4 重大事態への対処

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止をも視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。事案に関係した児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を説明する。
- ・必要に応じ、警察や児童相談所等の外部機関と連携し、児童・家庭の支援を行う。

## 5 その他

- ・必要があると認められるときは、学校基本方針を改定していくものとする。